監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ぷらす・あるふぁ
主たる営業所の所在地	兵庫県芦屋市
許可番号	なし
許可を受けている建設業 の種類	なし

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年10月16日
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第2項第2号該当)

処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- 1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部
- 2 期間

令和5年11月6日から令和5年11月8日までの3日間

処分の原因となった事実

(株) ぷらす・あるふぁの代表取締役は、兵庫県内の建設工事において、建設業許可を 持たずに軽微な工事の基準額を超過した請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。